

袋井市小中一貫教育基本方針

平成 29 年 3 月 24 日

袋井市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 小中一貫教育の導入の背景	2
(1) 本市の学校教育の現状と課題	
(2) これからの時代に求められる資質・能力	
(3) 小中一貫教育の制度化	
2 小中一貫教育の導入の目的と目標	4
目的 『夢を抱き、たくましく次の一步を踏み出す 15 歳』の育成	
目標Ⅰ 教育課題を改善する（学力向上、自己有用感の醸成、不登校・問題行動の減少等）。	
目標Ⅱ これからの時代に求められる資質・能力を育成する。	
目標Ⅲ 家庭、地域、学校、行政が一体となったオール袋井による子育て体制を充実する。	
イメージ 「 ～オール袋井で育てる 15 歳の姿～ 」	
3 袋井市の小中一貫教育の進め方	6
(1) 「魅力ある学校づくり」を軸とし、小・中学校の連携を強化する。	
(2) 「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を段階的に充実し、保護者、地域とともに推進する。	
(3) 地域や学校の独自性や主体性に配慮した取組とする。	
4 基本的な方向	7
(1) 15 歳（義務教育終了時）の子どもの姿を目指した学習指導	
方策 1 9 年間一貫したカリキュラム により基礎・基本の徹底を図る。	
方策 2 I C T を活用した学習指導を推進する。	
方策 3 英語教育を強化・充実する。	
方策 4 これからの時代に求められる資質・能力の育成を効果的に推進する。	

(2) 一貫した生徒指導、キャリア教育、特別支援教育等の推進

方策5 魅力ある学校づくり（児童生徒の居場所づくりと絆づくり）を推進する。

方策6 子ども発達支援プログラムの充実を図る。

方策7 がんばる子ども達のチャレンジを応援する。

(3) 地域の特色を活かした地域とともにある教育活動

方策8 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実を図る。

(4) 小学校と中学校に加え、幼稚園・保育所等とも連携した取組

方策9 （仮称）アプローチ（就学前）・カリキュラムを導入する。

方策10 （仮称）スタート（小学校入学時）・カリキュラムを充実する。

(5) 小中一貫教育の速やかな体制づくり

方策11 小中一貫教育の単位は現在の4つの中学校区とし、現行施設で施設分離型の一貫校（小中一貫型小学校・中学校）を構成する。

(6) 教師の特性や専門性を生かした指導

方策12 教職員の指導体制を充実する。

方策13 ICTの活用などにより教育活動の効率化と情報の共有化を推進する。

5 小中一貫教育推進のための運営体制 11

(1) (仮称) 小中一貫教育連絡協議会の設置

(2) (仮称) 学校運営協議会連絡会の設置

(3) (仮称) 袋井市小中一貫教育推進委員会の設置

(4) (仮称) 袋井市標準カリキュラム検討委員会の設置

6 導入スケジュール 11

7 校名等について 11

はじめに

本市では、教育理念である「心ゆたかな人づくり」のもと、「ゆたかな心」、「確かな学力」、「健やかな体」など、「徳・知・体」の調和のとれた「生きる力」の育成を目指し、これまでも学校教育における様々な課題に積極的に取り組んできましたが、学習意欲の低下や不登校の増加など課題が顕在化しています。

こうした中、袋井市教育委員会では、義務教育の9年間を通して系統的な教育課程を展開することにより小・中学校の円滑な接続を進める小中一貫教育※は、本市が抱える教育課題を解決する有効な手段の一つであると考えました。

まず、平成27年度に学校関係者による「袋井市小中一貫教育調査検討部会」を設置し、本市における小中一貫教育の可能性についての調査・研究を行い、小中一貫教育は、学力向上やいじめ・不登校の解消などに対し一定の成果が期待できるとの報告書をまとめました。

これを受け、平成28年度には、学識経験者をはじめ、小・中学校の代表や保護者、市民の代表から幅広く意見をいただくため「袋井市小中一貫教育検討委員会」を設置し、本市における小中一貫教育の基本方針について協議、検討をしていただきました。寄せられた意見を踏まえ、この度、本市教育の中・長期的な視点に立って基本方針を策定いたしました。

今後は、この基本方針に基づき、本市の子ども達へ、より質の高い教育を提供することができるよう、学校、家庭、地域と一体となって教育環境の充実を図ってまいります。

平成 29 年 3 月 24 日

袋井市教育委員会

※小中一貫教育

小中連携教育※のうち、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

※小中連携教育

小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

1 小中一貫教育の導入の背景

少子高齢化や核家族化の進行、情報化やグローバル化の進展など、社会環境の急激な変化等によって、学校教育には様々な課題が生じています。

本市においても例外ではなく、児童生徒の学習意欲の低下や学習のつまずき等を抱えたままでの進級・進学、さらには学年の進行とともに増大する不登校等の課題が生じています。

(1) 本市の学校教育の現状と課題

ア 学力

本市の児童生徒の学力は、従前より県や近隣市と比較して少し劣る状況にあると言われてきましたが、経年での変化を見る限り改善傾向にあります。平成28年度の全国学力・学習状況調査※では、全ての調査項目において全国平均を上回り、近年の教育現場の取組成果の一端が見える結果となりました。

これは近年本市が独自に取り組んできた、加配教員の配置をはじめ、袋井版学力・学習状況調査※の実施とその結果を踏まえた学習指導など、教育現場において、継続的に授業改善に取り組んできた成果であると言えます。

しかしながら、子ども達に対し、引き続き、安定して質の高い学力を保障していくためには、現行の取組を継続しつつ、更に内容を充実させていく必要があります。

※全国学力・学習状況調査

全国一斉に文部科学省が小学校6年生、中学校3年生を対象とし、毎年4月中旬に国語、算数・数学、理科（3年に1回）の3教科や生活習慣等について状況を測る調査

※袋井版学力・学習状況調査

全国学力・学習状況調査と同様の調査で、小学校4、5年生及び中学校1、2年生を対象とし、袋井市独自で実施している。全国学力・学習状況調査と併せて毎年行うことで、学力の定着状況が確認できるため、指導の振り返りや授業改善につなげることができる。

イ 不登校や問題行動

本市では、児童生徒が心豊かな学校生活を送ることができるよう、徳育をはじめ心の教育の充実を図るとともに、創意工夫による教育活動を推進してきました。

しかしながら、本市の不登校出現率は、小学校、中学校ともに国や県の出現率よりも高く、特に中学校へ進学するにあたり、環境の変化など様々な面で戸惑いや不安を感じる子ども達が多く存在しています。

また、小学校、中学校ともに学校生活における問題行動も増加傾向にあります。

ウ 発達支援

普通学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援が必要だと思われる児童生徒の割合が、全国的な出現率と比較して高い状況にあります。

このため、子ども達の学習活動をサポートする支援員を配置するなどの対応をとっています。

エ 将来の夢や希望（自己有用感・自己肯定感）

全国学力・学習状況調査と併せて児童生徒への意識調査をしたところ、「将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合」と「自分には良いところがあると思う児童生徒の割合」が、他市と比較して低い傾向にあることがわかりました。

本市では、平成 28 年度から市内全中学校区で袋井版の小中連携による「魅力ある学校づくり研究事業」を実践し、全ての教職員が同じ目標のもと協力し、子ども達が夢や希望を持って意欲的に学ぶことができる教育環境づくりを進めています。

（2）これからの時代に求められる資質・能力

これからの時代は、少子高齢化やグローバル競争の激化のほか、IoT（Internet of Things）やビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新が一層進展し、急激に社会・産業構造が変化することが予測され、将来が展望しにくい時代であるといわれています。

来たるべき新しい時代を生き抜くためには、幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて変化にたじろぐことなく、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造するための基礎的な力が必要となります。

平成 32 年に改訂が予定されている次期学習指導要領においては、このような状況に対して①生きて働く「知識・技能」の習得、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養、の 3 つが教育の柱として掲げられることになっています。

本市では、これを念頭に置き、今後進める小中一貫教育において、国際社会で活躍できる若者や郷土の発展に貢献できる若者の育成に努めます。

（3）小中一貫教育の制度化※

小中一貫教育については、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）が平成 27 年 6 月 24 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことにより制度化されました。

この背景には、①小学校への英語教育の導入や中学校の授業時間数の増加など、教育内容や学習活動の量的・質的充実、②児童生徒の発達の早期化、③いじめや不登校、問題行動などが中学校 1 年生になったときに増えるいわゆる「中一ギャップ」の現象、④地域コミュニティの衰退や三世代同居の減少による異年齢交流の縮小など、学校、

家庭、地域における子どもの社会的育成機能の低下など、児童生徒をめぐる状況の変化や課題などについて国レベルで議論されてきたことが挙げられています。

また、これらの教育課題に対応するため、小中一貫教育が制度化される以前から多くの学校設置者において小中一貫教育の取組が行われており、先行事例の大半から、①中学校進学に不安を感じる児童が減少したこと、②中一ギャップの緩和、③小・中の教員間で協力して児童生徒に当たる意識が向上したことなどの成果が報告されています。

このようなことを踏まえ、教育現場の要請に応える形で小中一貫教育を実施することを目的とする様々な法改正等がなされたものです。

※小中一貫教育の制度化

学校教育法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 46 号)が平成 27 年 6 月 24 日に公布、平成 28 年 4 月 1 日施行。学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校」の制度の創設等がなされた。

また、小中一貫教育を行う学校の一類型として「小中一貫型小学校・中学校(併設型、連携型)」が位置づけられた。

2 小中一貫教育の導入の目的と目標

本市では、学校教育に係る環境を改善・充実し、指導体制を強化することで、袋井市の教育が目指す子ども像である『夢を抱き、たくましく次の一步を踏み出す 15 歳(自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造するための基礎的な力を備えた 15 歳)』を育成することを目的に、3つの目標を掲げ小中一貫教育の導入を図ります。

目的 『夢を抱き、たくましく次の一步を踏み出す 15 歳』の育成

目標

- I 教育課題を改善する(学力向上、自己有用感の醸成、不登校・問題行動の減少等)。
- II これからの時代に求められる資質・能力を育成する。
- III 家庭、地域、学校、行政が一体となったオール袋井による子育て体制を充実する。

本市では、小中一貫教育の導入を期に、上記の目的や目標を多くの人と共有することで、家庭、地域、学校、行政が一体となった“オール袋井による子育て”を進めてまいります。

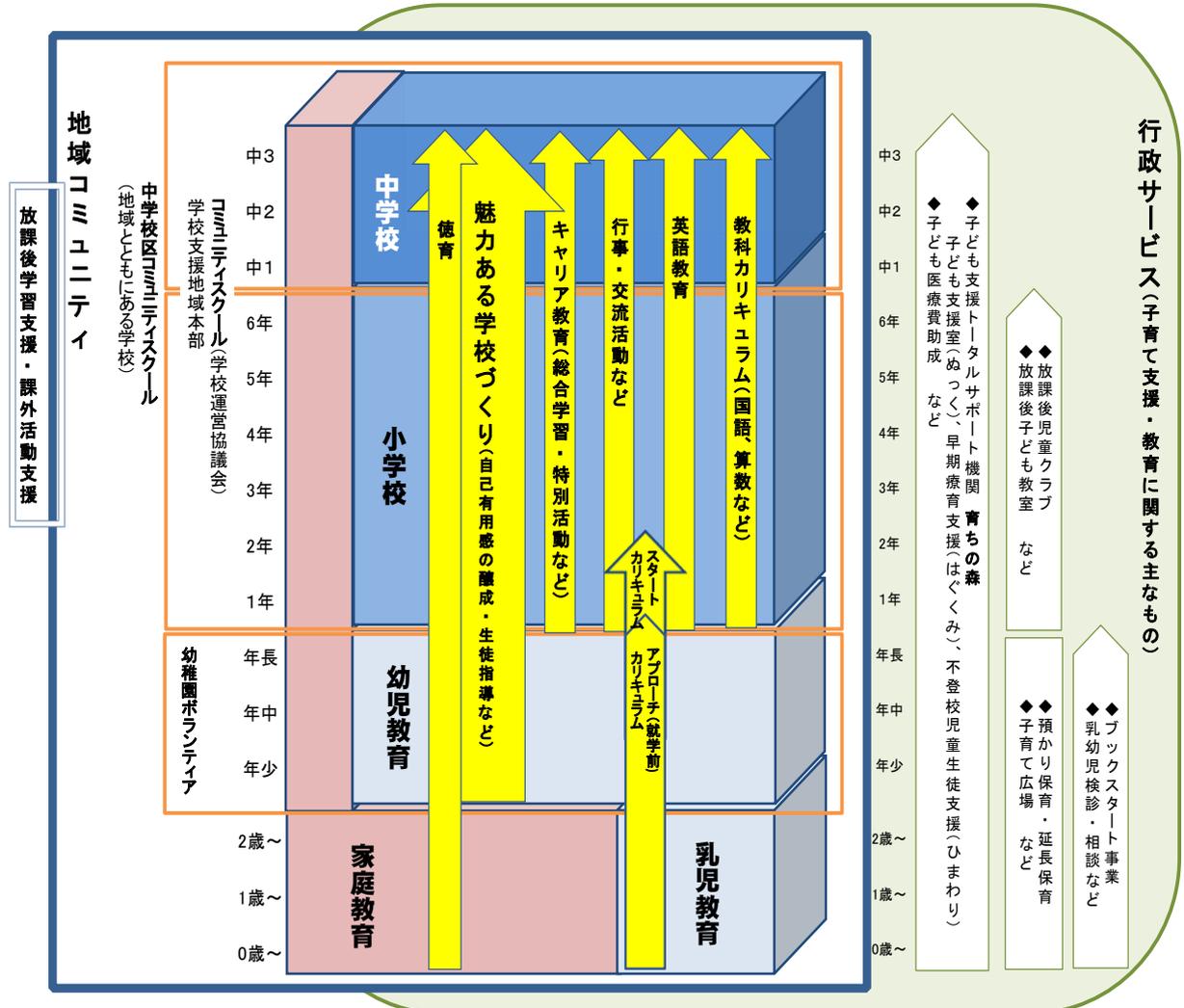
～ オール袋井で育てる15歳の姿 ～

袋井市の教育が目指す子ども像

夢を抱き、たくましく次の一步を踏み出す15歳

自 立 力	社 会 力
自分で考え、自信と責任を持ち、主体的に行動する力がある。	集団にあって他者の存在を認め、話し合い、学び合い、協働する力がある。
自己有用感・自己肯定感に基づく自信を持っている	
学びに向かう意欲と力がある 確かな知識や技能を身につけている 自ら課題を発見し解決する力がある 豊かな感性がある 粘り強く頑張り抜く力がある 失敗しても立ち直る力がある 健康な心と体を持っている 自分のキャリア形成に具体的な考えを持っている	高い言語能力がある 親和的なコミュニケーション力がある 豊かな表現力を備えている 高い規範意識を備えている 多様な考えを尊重する寛容さを備えている 他者と協働する力がある 他者に共感する感性を備えている 社会に貢献したい気持ちを持っている

家庭、地域、学校、行政が一体となったオール袋井による乳幼児期からの子育て体制



3 袋井市の小中一貫教育の進め方

(1) 「魅力ある学校づくり」を軸とし、小・中学校の連携を強化する。

本市では、小中一貫教育の導入に先立ち、平成 28 年度から袋井ならではの「魅力ある学校づくり」を市内全中学校区で実践しています。

この取組は、いじめや不登校を解消するため、中学校区単位で全ての教員が同じ目標のもと協力し、子ども達が夢や希望を持って意欲的に取り組むことができる環境づくり（居場所づくりや絆づくり）を進めるものです。これにより、子ども達一人ひとりの自己有用感を高めるとともに、学びに向かう力を養うことで、学力向上へとつなげていきます。

実施にあたっては、中学校区ごとに小学校と中学校の教員が集う調査研究委員会を設け、全国学力・学習状況調査等における意識調査や教育心理検査（Q-U）※などの結果を中学校区で共有するなかで、「学校が楽しい」、「みんなで何かするのは楽しい」、「授業に主体的に取り組んでいる」、「授業がよくわかる」の4つのアンケート項目に注目し、データに基づく点検と見直しを繰り返し、児童生徒に対しどのような働き掛けをすべきかについて意見を交わしながら教育環境の改善を図っています。

こうした取組により、期待する成果も少しずつ現れ始めていることから、本市の小中一貫教育では、「魅力ある学校づくり」を軸とし、小・中学校の連携を強化することで9年間を見通した指導をより充実していきます。

※教育心理検査（Q-U）

楽しい学校生活を送るためのアンケートで、子ども達の学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を調べることができる児童生徒の意識を調査するもの。この結果から教師は、これまでの指導を見直し、問題解決に向けて学級経営や授業を工夫することができる。

(2) 「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を段階的に充実し、保護者、地域とともに推進する。

地域とのつながりを大切にする子どもが多いのは、袋井の特色であると言えます。子育ての第一義的責任は家庭(保護者)にあるということは言うまでもありませんが、本市においては、従来から家庭と学校は地域と密接に結びついており、児童生徒の健やかな成長は、地域社会の教育力に負うところが大きいと考えています。

このため、平成 28 年 4 月から市内の全小・中学校を学校運営協議会を設置する学校に指定し、子ども達の「社会力」を育み「自己有用感」を醸成する視点でコミュニティ・スクールの推進しています。

本市の小中一貫教育では、これらの取り組みを段階的に充実していくことで、家庭や地域、学校が、互いに知恵を出し合い、役割を分担しながら地域とともにある学校として教育環境の充実を図ります。

また、こうした取組は、将来的な先細りが心配される地域コミュニティの維持や郷

土の良さを感じてもらえる気持ちの芽生えにつながることを期待します。

(3) 地域や学校の独自性や主体性に配慮した取組とする。

本市の小学校、中学校を見ると、立地する地域の状況や課題が少しずつ異なり、それぞれに特色を持っています。こうしたことから、小中一貫教育を推進する際には、地域や学校の特色を見つめ直し、個々の校区の強みを活かし、弱みを解消するといった視点に立って推進することとします。

本市では、「袋井市小中一貫教育基本方針」において、全市で共通性を持たせるべきことを定め、その他の具体的な教育目標や取組の進め方などについては、中学校区ごとの考えを尊重することで、地域や学校の願いや実態に配慮した取組となるよう努めます。

4 基本的な方向

前項の「袋井市の小中一貫教育の進め方」に加え、小中一貫教育を推進する上で重視する事項を実施方策とともに次のように整理します。

(1) 15歳（義務教育終了時）の子どもの姿を目指した学習指導

本市の小中一貫教育では、小学校と中学校が「袋井市の教育が目指す子ども像※P5参照」を共有し、袋井版学力・学習状況調査や全国学力・学習状況調査の結果などに基づき一貫した指導をするための体制を整えて学習指導にあたります。

「袋井市の教育が目指す子ども像」を目標に置きながら、中学校区ごとに、子どもの実態や地域の特色などから課題を整理し、15歳（義務教育終了時）の時点でどのような子どもであって欲しいのか、どのような資質や能力を身につけて欲しいのかといった具体的な「教育目標」を定めます。

このようにして定めた教育目標を校区の全教員で共有した上で、子どもの発達段階に合わせた学習内容を系統的に整理することで、一貫した学習指導を行います。

方策1 9年間一貫したカリキュラムにより基礎・基本の徹底を図る。

各中学校区において、標準カリキュラム※をもとに、地域や学校の実態、児童生徒の発達の過程や特性、学力課題等を考慮して、中学校区独自のカリキュラムを作成し、一貫した学習指導を行います。それにより、基礎学力の定着を図ります。

※標準カリキュラム

教育委員会において、学習指導要領をベースに児童生徒の発達段階に応じた義務教育9年間を見通した系統的・継続的な標準カリキュラムを作成する。

方策2 ICTを活用した学習指導を推進する。

小学校・中学校のすべての教室にICT機器を整備し、児童生徒の学びの定着、習熟を図るとともに、学習意欲など学びに向かう力を育成します。

方策3 英語教育を強化・充実する。

小学校1年生から英語に親しむ活動を導入したり、英語検定試験の受験支援等を行うことにより、英語によるコミュニケーション能力を高め、国際化に対応できる力を身につけさせます。

方策4 これからの時代に求められる資質・能力の育成を効果的に推進する。

アクティブ・ラーニングやカリキュラム・マネジメント等、次期学習指導要領の研究に努め、これからの時代に求められる資質・能力（特に思考力、判断力、表現力等）の育成を図ることにより、本市の目指す「自立力」と「社会力」を備えた15歳を育てます。

(2) 一貫した生徒指導、キャリア教育、特別支援教育等の推進

本市の小中一貫教育では、学習指導はもとより生徒指導やキャリア教育についても、中学校区の全ての教職員が同じ目標のもと協力して行います。

また、発達支援が必要な児童生徒への対応についても、引き続き早期発見、早期支援、継続的な支援へと適切につなぐことで、学習環境を整え、意欲の低下を予防します。

方策5 魅力ある学校づくり（児童生徒の居場所づくりと絆づくり）を推進する。

「魅力ある学校づくり」を通して、児童生徒の自信と意欲の源である「自己有用感・自己肯定感」の醸成を図ることにより、いじめを許さない風土を育て、不登校や問題行動の減少を図ります。

方策6 子ども発達支援プログラムの充実を図る。

子ども発達支援プログラム（0歳から18歳までの個々の発達段階に応じた教育支援）をはじめ、発達支援が必要な児童生徒及び保護者等へのサポートが充実していることは本市の特徴と言えます。

現行の発達支援プログラムを小中一貫教育と併せて、より一貫性のある取組として充実し、関わる教員や保護者等の連携を強化します。

方策7 がんばる子ども達のチャレンジを応援する。

児童生徒の“がんばり”を下支えし、後押しするため、英語検定試験の受験支援など子ども達が習得した能力を試すことができる機会を提供します。

また、地域と連携し、放課後学習や土曜学習などの機会の拡大を図ります。

(3) 地域の特色を活かした地域とともにある教育活動

本市の小中一貫教育では、地域とともにある学校として地域の特色を活かしつつ、地域の方々と意見を交わし、知恵を出し合いながら推進することで、郷土愛を育む地

域学習はもとより教育活動の質的充実を図ります。

方策 8 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実を図る。

現在推進中のコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の取組を基盤として、家庭、地域、学校、行政が一体となってオール袋井で子育てを推進します。

(4) 小学校と中学校に加え、幼稚園・保育所等とも連携した取組

本市の小中一貫教育では、小学校進学時の戸惑いや不安から生じるいわゆる「小1プロブレム」など早い段階での“つまずき”を解消するため、小学校と中学校に加え、幼稚園や保育所等を含めた乳幼児期からの一貫した教育を推進します。

方策 9 （仮称）アプローチ（就学前）・カリキュラム※を導入する。

方策 10 （仮称）スタート（小学校入学時）・カリキュラム※を充実する。

学習の芽生えを育む就学前カリキュラムの導入など、幼稚園、保育所等と小学校が教育内容や指導方法について相互理解を深め、乳幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続を目指します。

※アプローチ（就学前）・カリキュラム

「遊び」や「生活」の中での幼児期の学びが、小学校以降の学習につながる「学びの芽生え」を引き出し、学校生活や学習へと円滑に適応できるよう発達段階に応じて確実に経験させたい内容を順序立てて編成したカリキュラム

※スタート（小学校入学時）・カリキュラム

小学校へ入学した児童が、幼稚園・保育所・認定こども園などの「遊び」や「生活」を通じた学びと育ちを基礎として、円滑に学校生活に適応するとともに、主体的に学習に取り組んでいくためのカリキュラム

(5) 小中一貫教育の速やかな体制づくり

本市の小中一貫教育では、次期学習指導要領への対応と合わせて学校教育の充実・強化を図ることとし、速やかな体制整備を図ります。

方策 11 小中一貫教育の単位は現在の4つの中学校区とし、現行施設で施設分離型の一貫校（小中一貫型小学校・中学校）を構成する。

次期学習指導要領が完全実施となる平成32年度までに、市内全ての中学校区で小中一貫教育を実施することとし、既存の施設で施設分離型の一貫校（小中一貫型小学校・中学校）を構成します。

なお、各小・中学校にはこれまでどおり校長1人を配置し、学校間での連携した学習指導を実現するため、中学校区ごとに小・中の校長のうちから統括校長1人を指名することで系統的な指導体制を整えます。

《施設整備や学区再編について》

小中一貫教育の導入と合わせて施設整備（一体校化など）や学区再編を行うことについて、次のとおり整理しました。

◆施設整備について

本市の将来児童生徒数の推計では、一部の校区で宅地開発による児童生徒の増加がみられるため、教室の増築により対応しますが、それ以外の学校では今後10年間は教室数に大きな変動はないと見込まれるため、当面は施設の更新や統廃合を行うことなく現行の施設を活用（必要に応じて改修）して施設分離型の一貫校を形成します。

なお、施設一体型又は義務教育学校への移行については、小中一貫教育の効果を検証した上で、各施設の更新時期などを考慮し、検討することとします。

また、同一中学校区で単学級の小学校が複数生じた場合などは、部分的な一体型（特定の小学校又は学年を中学校に一体化するなど）についても検討するものとします。

◆学区について

小中一貫教育の導入を期に、これまで以上に学校と地域とのつながりが重要になることから、学区については、コミュニティ（自治会、公民館など）の単位に配慮しつつ、児童生徒数を考慮して設定するのが望ましいと考えます。

小中一貫教育の導入にあたり、当面は現行の施設を活用して施設分離型の一貫校を形成するとしたことから、学区についても従前のおりとし、今後、児童生徒の人数に大きな変動が生じることが見込まれるときは、長期的な視点で改めて検討することといたします。

なお、周南中学校と袋井中学校（今井小学校と袋井北小学校）の学区においては、同一の小学校で学んだ子ども達が別の中学校に進学しているため、小中一貫教育の導入を期に整理（学区再編）することについても検討しましたが、現在の児童生徒数では、どちらかの学校に片寄せするなどの調整が難しい状況にあります。小中一貫教育の導入と時期を合わせた短期間での調整は非常に困難であることから、当面は、袋井中学校区と周南中学校区の双方のカリキュラムに共通性を持たせることにより、小中一貫教育を推進していきます。

（6）教師の特性や専門性を生かした指導

本市の小中一貫教育では、一人ひとりの教育ニーズに合ったきめ細かな学習指導や専門性の高い教育を提供することを目指し、教師の特性や専門性を生かした指導が可能となるよう体制等を整備します。

方策12 教職員の指導体制を充実する。

小学校の高学年で部分的に導入している「教科担任制」を充実するとともに、中学校教員の小学校への「乗り入れ授業」などを実施します。

また、乗り入れ授業など小・中学校を跨いだ連携教育を円滑に行うことができるよう、教員の独自採用についても検討します。

方策 13 ICTの活用などにより教育活動の効率化と情報の共有化を推進する。

校務支援ソフトや学校間グループウェアの導入に加え、デジタル教科書などのデジタルコンテンツを活用しやすい環境を整えます。

5 小中一貫教育推進のための運営体制

(1) (仮称) 中学校区 小中一貫教育連絡協議会の設置

中学校区における一貫教育について協議・調整及び検証するため、現在、中学校区ごとに小・中学校の教職員で構成し設置している「魅力ある学校づくり連絡協議会」の取組を発展的に充実し、「(仮称) 小中一貫教育連絡協議会」を構成します。

(2) (仮称) 中学校区 学校運営協議会連絡会の設置

現在、小・中学校区ごとに設置している「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」について、小中一貫教育の導入を期に中学校区内での取組の連携促進のため、中学校区単位に「(仮称) 学校運営協議会連絡会」を設置します。

(3) (仮称) 袋井市小中一貫教育推進委員会の設置

小中一貫教育の実施状況を確認し、課題や対策について検討するため、「(仮称) 袋井市小中一貫教育推進委員会」を設置します。

(4) (仮称) 袋井市標準カリキュラム検討委員会の設置

本市の小中一貫教育の標準カリキュラムを策定するため、「(仮称) 袋井市標準カリキュラム検討委員会」を設置します。

6 導入スケジュール

平成 30 年度から一部で先行実施し、平成 32 年度（次期学習指導要領の改訂）までに市内全ての校区で小中一貫教育を実施することとします。

ただし、(仮称)標準カリキュラム検討委員会における準備作業の進捗状況によっては、校区別の小中一貫教育連絡協議会の設置等を前倒しして、全市的な小中一貫教育への移行を早めることも考えられます。

7 校名等について

中学校区の名称や学校教育目標（目指す子どもの姿）など、各中学校区における一貫教育の推進にあたり必要となる事項については、今後設置される校区別の小中一貫教育連絡協議会を中心に、協議し決定することとします。